

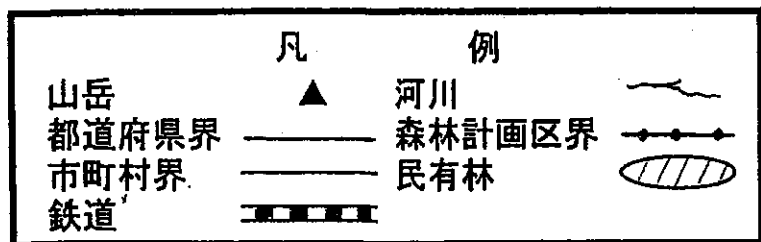
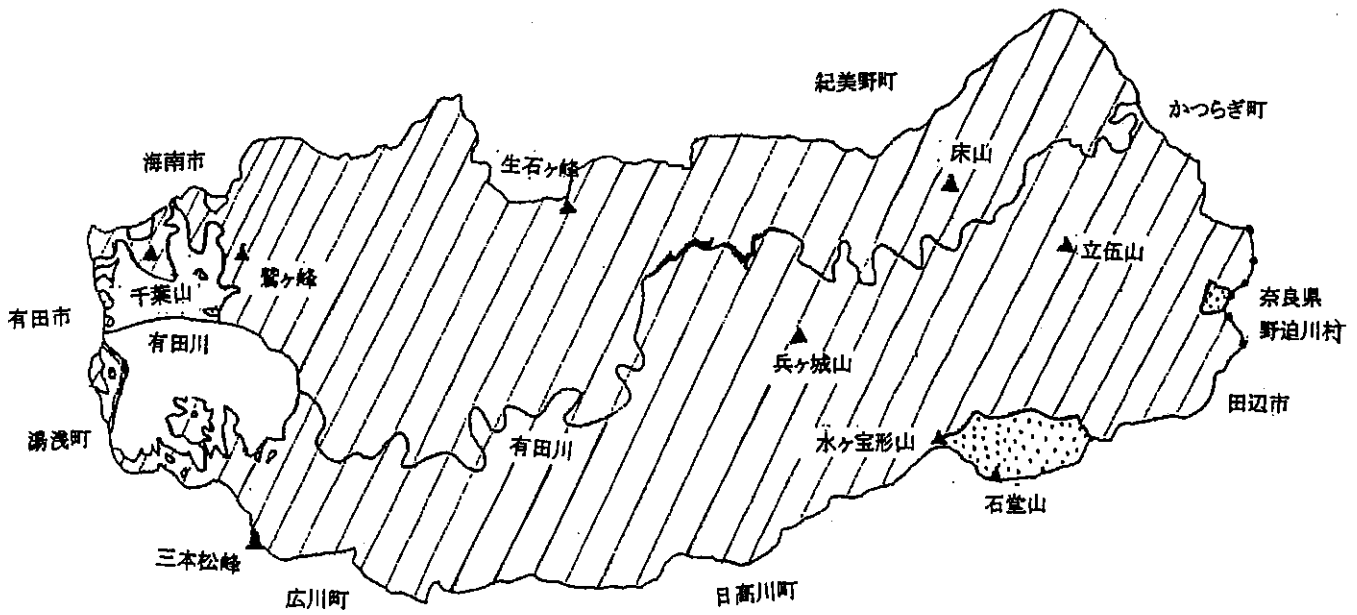
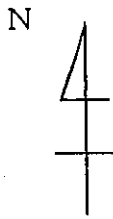
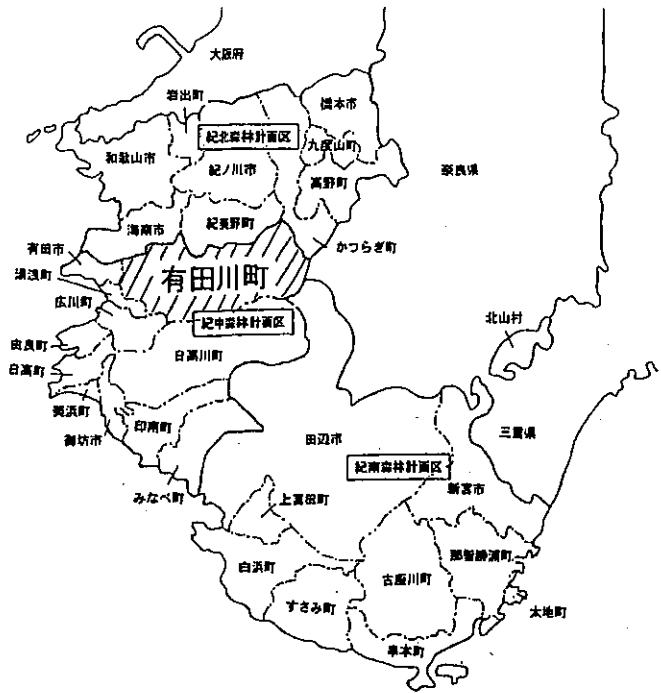
有田川町森林整備計画書

計画期間 { 自 令和 3年 4月 1日
至 令和13年 3月31日

(変更 令和6年4月)

和 歌 山 県
有 田 川 町

有田川町位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	・ ・ ・ ・ 1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ 4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	・ ・ ・ ・ 5
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	・ ・ ・ ・ 8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ 10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・ ・ ・ 12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・ ・ ・ ・ 13
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・ ・ 14
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	

第8	その他必要な事項	・・・	17
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項		
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項		
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項		

III 森林の保護に関する事項

・・・ 20

第1	鳥獣害の防止に関する事項		
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法		
2	その他必要な事項		
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項		
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法		
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）		
3	林野火災の予防の方法		
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項		
5	その他必要な事項		

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

・・・ 21

1	保健機能森林の区域		
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項		
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項		
4	その他必要な事項		

V その他森林の整備のために必要な事項

・・・ 22

2			
1	森林経営計画の作成に関する事項		
2	生活環境の整備に関する事項		
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項		
4	森林の総合利用の推進に関する事項		
5	住民参加による森林の整備に関する事項		
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項		
7	その他必要な事項		

付属参考資料

・・・ 32

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

有田川町は和歌山県の中央部に位置し、県内を東西に流れる有田川の中央部に広がる町である。北部は長峰山脈で紀ノ川流域と、南部は白馬山系の山並みで日高川流域とそれぞれ隔てられている。また、奈良県との県境をなす東部の山並みは高野龍神国定公園に指定され、高野龍神スカイラインが走り和歌山県における森林総合利用の拠点の一つともなっている。これらの山並みを水源とする有田川が町の中央を東西に流れ、流域沿いには耕作地が開け、集落が形成されている。さらに、町の中央部には二川ダムがあり、有田地域全体の治水・利水に利用されている。

本町の総面積は 35,184ha で、約 77%にあたる 27,037ha を森林が占めている。内訳は国有林面積が 696ha、民有林面積が 26,342ha となっている。民有林の内、スギ・ヒノキを主とした人工林の面積は 19,297ha であり、人工林率は 73%と和歌山県の人工林率（61%）を上回っている。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然林の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成となっている。また、近年森林に対する住民の意識や価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

森林整備については、木材生産機能だけではなく、有田川流域の水源涵養機能の高度な発揮が求められている。しかし、林業従事者の高齢化、施業コストの高騰、木材価格の長期に渡る低迷等により森林所有者の森林に対する関心や施業実施意欲の減退が深刻化しており、適切な管理が行き届かない森林の増加が危惧されている。これに対し、施業の合理化・機械化の促進、林業担い手の育成、国産材の流通及び加工における条件整備の推進等により林業経営の安定化を図る必要がある。

南東部にある天然林の広葉樹林は、国定公園や大学の研究林となっており、和歌山県内でも貴重な天然林として保全に努めつつ、森林レクリエーションや森林体験学習の拠点としての活用を図っていくことが必要である。

また、山村地域の活性化を推進していくため、町内の観光施設と周辺の森林とを密接に結びつけ、山村・都市交流の充実を目指した緑・森林とのふれあいの場を形成していくことが重要である。

さらに、近年各地において記録的な豪雨とそれに伴い発生した山地災害により、下流域に大きな被害をもたらしている。そのため、県と連携を図り、間伐等の森林整備を着実に進め、災害に強い森林づくりを進めることも課題のひとつである。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する各機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

①木材等生産機能

林木の育成に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる成長率の高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、効率的な森林施業が可能な森林。

②水源涵養機能

下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力が高い土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進するような施設が整備されている森林。

③山地災害防止／土壌保全機能

根系が深くかつ広く発達している森林で、落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林。

④快適環境形成機能

大気の浄化、風や騒音等の遮蔽能力が高くかつ諸害に対する抵抗力があり、葉量の多い樹種によって構成されるなど、快適な生活環境を保全する森林。

⑤保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）

海岸・溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林。

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて風致のための施設が整備されている森林。

原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの機能に応じた適正な整備及び保全を進めることにより、健全な森林資源の維持増進を図る。

(1) で掲げるそれぞれの機能に応じた適正な整備及び保全の基本的な考え方は以下のとおりである。

①木材等生産機能

効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集約化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

②水源涵養機能

高齢級の森林への誘導を推進することを基本とし、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、水源涵養機能を維持増進させる必要のあ

る森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

③山地災害防止／土壌保全機能

高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、山地災害防止や土壌保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達が確保され林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

④快適環境形成機能

地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

⑤保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）

憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

また、これらの森林整備を推進するために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策については、主伐期を迎えつつある林分が多くなること等から、担い手の主体である清水森林組合等が、高性能林業機械を利用し、搬出間伐を中心に計画的な伐採、保育を実施するための体制整備を推進するものとする。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、スギ等人工林の主伐量の増加、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）等による再造林面積の増加による資源の循環利用を積極的に推進し、花粉発生源対策を加速化させるものとする。

また、適切な森林整備を推進していくために、森林組合、林研グループ、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署、各種協議会等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、普及啓発に努めるとともに、国、県の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置を含む町単独事業の積極的活用を図り、森林整備の推進を図るものとする。

+

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町に森林を有する県、町、個人等の森林所有者、森林組合及び森林管理署等で相互に連絡を密にし、官民一体となって森林施業の共同化、森林施業の受委託等による経営規模の拡大、低コスト推進団地を中心に、成熟しつつある人工林資源の集約化を行い、作業路網の整備を推進し、林業機械化の促進及び木材流通体制の整備、林業後継者の育成を図ると同時に、自伐林業の普及など、長期展望に

立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

(単位：年)

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他針葉樹	その他広葉樹
本町全域	35年	40年	35年	15年	50年	20年

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

また、特殊材生産並びにエリートツリー及び早生樹に係るものには適用しない。本表以外の伐期齢を使用する場合は、森林総合監理士及び林業普及指導員等又は町の林務担当部局と協議のうえ、適切な伐期齢を選択すること。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐または択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに周辺森林の成木の樹高程度の保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるにあたっては、以下のア～カに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよ

- う、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- カ 上記ア～オに定めるものを除き、「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン（令和元年8月1日付け和歌山県農林水産部森林・林業局通知）」により現地に適した方法で、伐採及び集材を行うものとする。

3 その他必要な事項
特になし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ（針葉樹） コナラ・クヌギ・アラカシ・ウバメガシ等（広葉樹）	

本表以外の樹種を植栽しようとする場合は、森林総合監理士及び林業普及指導員等又は町の林務担当部局と協議のうえ、適切な樹種を選択のこと。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタールあたりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、次表の植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、標準的な植栽本数以外で植栽しようとする場合は、森林総合監理士及び林業普及指導員等又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	疎仕立	2,000(1,500)～3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
ヒノキ	疎仕立	2,000(1,500)～3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
クヌギ、コナラ等		3,000(2,000)～4,500	

注) () 書きの植栽本数については、効果的な獣害防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適用できるものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を標準とする。なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮き石等の不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。

注) 全刈筋積：植え付け予定地の雑草木やササ及び散乱している幹や枝など、植え付けの邪魔にならないように等高線沿いに筋状に整理する。

植付けの方法	全刈り地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。また、植え付けに当たっては普通植栽又はていねい植えとし苗木を枯損しないよう注意するものとする。
--------	--

注) ていねい植え：植え穴の底に盛り土し、苗の根が盛り土をまたぎ広がるように植え付ける植栽方法。普通植えに比べ、苗木の活着率やその後の成長が良好になる。

植栽の時期	3 月～5 月中旬までに行うことを原則とし、秋植えの場合には苗木の根の成長が鈍化した時期(10 月～11 月)に行うものとする。
-------	--

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採	3 に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において、人工造林により更新する場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、2 年以内に植栽するものとする。
択伐による伐採	林冠の再閉鎖を見込むことができないものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5 年以内とする。 ただし、ぼう芽更新が期待できる場合はこの限りでない。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等と歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性または小高木性となりうる樹種
-----------	---

うちぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の高木性または小高木性の樹種
------------------	--

また、期間内に更新が見込まれない森林については、天然更新補助作業等を行い、確実な更新を図るものとする。

なお、天然更新補助作業を実施しても更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、草丈以上に成長した対象樹種の本数が、下表の期待成立本数に10分の3を乗じた本数（1ヘクタールあたり3,000本）以上となるよう成立させるべきものとする。

なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

樹種	期待成立本数
マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性となりうる樹種	1ヘクタールあたり約10,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている場所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な場所に必要な本数を植栽する。
芽かき	優良なぼう芽枝を早く成長させるために、伐採後1～6年の間に1～2回芽かきを行い、1株に優勢なぼう芽枝3～4本を残す。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、更新すべき立木の本数以上の天然更新対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後生育の可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「和歌山県天然更新完了基準書」に基づいて、町が確認を行うこととする。

なお、更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により、確実に更新を図るよう適切な指導を行うこととする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

林地の荒廃を早期に防止するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年を経過した日までに適確な更新を確保するものとする。

なお、更新調査の結果、更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は、植栽を行うよう指導するものとし、植栽完了後に改めて更新調査を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とし、周辺森林の天然更新の状況を勘案し、判断するものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を1ヘクタール当たり約10,000本とする。

また、その本数に10分の3を乗じた本数(1ヘクタールあたり3,000本)以上の本数(ただし、草丈50cm以上のものに限る。)を更新すべきものとする。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、下記に示す内容を標準として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適切な時期、方法により実施するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な 林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	標準伐期施業 長伐期施業	4,000	1 2	1 8	2 6	4 1	間伐率は、材積率 35%以下とする。 原則として人工林 林分収穫予想表を 利用。 なお、平均的な間伐 の実施時期の間隔は 、標準伐期齢未満の 森林においては10年 、標準伐期齢以上の 森林においては15年 とする。
ヒノキ	標準伐期施業 長伐期施業	4,000	1 9	2 4	3 3	4 5	

- ※1 間伐とは、森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。
- 2 上記にかかわらず、間伐の実施にあたっては、立木の成長力などに留意のうえ、森林の状況に応じた施業を実施することとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、下記に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1年	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20	..
下刈	スギ	1回	1	1	1	1		1								
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1		1							
除伐	スギ									1～2						
	ヒノキ									1～2						
枝打ち												2				

保育の種類	樹種	標準的な方法	備考
下刈	スギ ヒノキ	・下刈は、植栽後おおむね5年の間は毎年6月から8月に実施し、その後は隔年に実施する。 ・下刈方法は、原則として全刈りとする。	
除伐	スギ	・除伐は、下刈終了後間伐までの間に造林樹種以外の樹種が繁茂し、造林樹種の生育を阻害する恐れのあるときに実施し、不良木も併せて除去し、過密に	

	ヒノキ	ならないようにする。また、つる切りについては、除伐に併せて実施する。	
枝打ち		・節の少ない優良材生産や森林病虫害からの保護、林内環境の管理等のため、スギ・ヒノキともに13～20年頃から始め、主伐までに2回程度行う。	

※1 下刈りにあつては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業

3 その他必要な事項

1 又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林における間伐及び保育の基準については、次のとおり定める。

(1) 間伐

特に間伐が遅れている林分など、「標準的な方法」に従って間伐を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林については、森林の生育状況や環境の差違等を踏まえ、適切な頻度・間伐率で間伐を実施する。

(2) 下刈り

下刈りの実施回数については、植栽木の成長に合わせてその回数等を調整するものとし、特に中庸仕立以下の所では作業等の効率化を考慮しつぼ刈り等を行う。

※つぼ刈り：造林木の周囲1m四方ぐらゐを正方形または円形に刈り払う。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所等については、必要に応じて2の方法に限らず、立木の成長に支障をきたさないようつる切りを実施する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他針葉樹	その他広葉樹
本町全域	45年	50年	45年	25年	60年	30年

※なお、シイタケ生産及び備長炭生産用原木等の特殊材生産に係るものについては、利用適期での伐採を可とするが、伐採方法を択伐にするなど水源機能の維持増進に努めることとする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ	その他針葉樹	その他広葉樹

本町全域	70年	80年	70年	30年	100年	40年
------	-----	-----	-----	-----	------	-----

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

(2) 森林施業の方法

効率的かつ安定的な木材供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集約化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

また、森林経営計画の作成促進を図ることによって、森林の多面的機能を高度に発揮し、持続可能な森林経営を確立するとともに、森林の保続培養を可能とする適正な伐採後の造林や人工林資源を活用するため作業路網等の積極的な整備を図るとともに、間伐などの森林施業が長期的視点に立って効率的かつ持続的に実施されるよう推進する。

なお、大径材の生産を目標とする場合にあっては、長伐期施業によることとし、原則として、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とする。

その区域は、別表2の長伐期を推進すべき森林に定めるものとする。

また、燃料用木材等の早生樹材の生産に係るものについては、利用適期での伐採を可とする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

緑化活動その他の森林整備及び保全を図ることを目的として設立された特定非営利活動法人等に対して、森林施業の共同化による林業経営の合理性、効率性等を説明することにより、施業実施協定の締結に向けての働きかけを行うとともに、地域リーダーの活用をもって推進していくものとする。

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業者への施業の委託状況などを勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林経営の規模拡大を促進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供

及び助言等を推進し、意欲ある森林所有者、森林組合、民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託を締結するものとする。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権限が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や森林整備に要する支出の関係を明確化するための条件を適切に設定することに留意するものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

なお、施業履歴等から森林整備が特に必要な区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者のうち、5ha未満の小規模所有者が70%を占めており、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、民間林業事業者、森林所有者等地域ぐるみでの推進体制を整備することとする。

特に、本町林業の中核的担い手である森林組合等への施業委託を一層進めることにより、計画的施業の推進とともに、森林組合の資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の充実を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

森林管理に対し消極的な森林所有者に対しては、森林組合の役職員等による個別の依頼活動を強化する。また、不在村森林所有者については、町及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくべきこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくべきこと。

ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくべきこと。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	40m以上	70m以上	110m以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	35m以上	50m以上	85m以上
	架線系 作業システム	20m以上	5m以上	25m以上

急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	25m以上	35m以上	60m以上
	架線系 作業システム	15m以上	5m以上	20m以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	10m以上	—	10m以上

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所について適用すべきものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域については、図面のとおりとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮した適切な規格・構造とする。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：m 面積：ha

開設／拡張	種類	(区分)	位置 (字, 林班等)	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道		187-エ-3 187-ニ-2	中原三瀬川	300	133			
〃	〃		123-ニ-12 134-ニ-12	峠上二澤	5,227	314	○		
〃	〃		157-イ-3 154-ハ-8	日物川境川	5,070	216	○		
〃	〃		101-ホ-12 99-ハ-2	白馬半堂	2,500	234			

〃	〃	58-へ-18	上横谷	6,100	147			
		59-ロ-8-2						
〃	〃	100-イ-25	宇津々呂	4,100	136			
		101-ニ-2						
〃	〃	149-ホ-1	三瀬川峠	3,000	316			
		124-イ-4-1						
〃	〃	123-チ-1	峠宝形	1,500	210			
		123-ハ-6						
〃	〃	152-イ-9	境川打井原	2,100	128			
		153-ニ-10						
〃	〃	23-ハ-2	遠井大蔵	6,500	350			
		38-ニ-7						
〃	〃	195-へ-8	植木白馬	1,800	438			
		199-ロ-1						
〃	〃	81-ハ-2	立伍	1,300	233			
		85-ロ-2						
〃	〃	93-ニ-6	大鳴海山	9,000	750			
		91-ハ-7						
〃	〃	123-ハ-7	糸川修理川	5,600	224			
		117-ニ-1						
〃	〃	81-イ-5	平畑	3,050	198			
		88-ロ-18						
〃	〃	149-ホ-1	三瀬川	6,200	276			
		187-ニ-3						
〃	〃	計	16路線	63,347	4,303			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

第 8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者の確保に当たっては、林業事業体の体質強化、事業量の安定的確保労働環境・就労条件の改善整備が必要である。さらに、定住環境の整備や所得の向上を図り、新規参入、女性の活躍・定着、高齢者等の適正な受け入れに努めるものとする。

このため、零細所有規模の多い本町林家について、農業、特用林産物生産等との複合経営を進めるなど、経営の安定化と森林施業の共同化・合理化を進めるとともに、林内路網の拡充、高性能林業機械による生産コストの低減を進め、安定的な事業量の確保を図る。

また、核となる森林組合やその他林業事業体については、労働環境、就労条件の改善整備を進め、作業班員としての林業技術者の計画的雇用を図るとともに、各種事業の受委託を拡大できるよう組合員等への普及広報体制を整備し、事業量の確保を行う。

林業技術者の養成に当たっては、（一社）わかやま林業労働力確保支援センター及び和歌山県農林大学校との連携により新規参入者への技術研修を促進するとともに、林業技術水準の向上を目的に、高性能林業機械や作業道開設等オペレーター研修などへの受講を促進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本町の森林の人工林は保育、間伐等の森林施業が必要な時期となっている。

また、今後においては主伐期を迎える人工林が増加する傾向にある。

しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことから、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であることから、高性能林業機械の利用促進をはかる必要がある。

このことから、森林組合等林業事業体の体質改善、体制強化を推進するとともに、若年林業労働者の確保を行いながら高性能林業機械を主とした機械化を図るものとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐 倒	町内一円	チェーンソー ハーベスタ	チェーンソー ハーベスタ
造 材		チェーンソー ハーベスタ プロセッサ	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ
集 材		林内作業車 小型集材機 スイングヤード	林内作業車 集材機 スイングヤード
造 林 保 育 等	地ごしらえ	チェーンソー	チェーンソー
	下 刈	刈払機	刈払機
	枝打ち	人力	自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、依然として低迷している。製材工場は、いずれも小規模の個人経営であり、規模の拡大も余り望めない現状であるが、町木材利用促進加工施設を拠点とした、地域内の素材の生産・流通・加工、並びに木質バイオマスのエネルギー利用等の多様な木材利用の取り組みを積極的に推進することとする。

木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。



特用林産物のうち本町の特産品のひとつであるサンショウについては、現在日本一の生産量を誇っており、今後もこのブランドを生かした生産量の拡大、品質の向上を図り、農協と連携して販路の拡大に努め生産の振興を図ることとする。

また、自然食品志向に着目し、これまで利用されなかった樹木や山菜等を地域の新たな資源として見直し利用方法を開発することにより地域特産品として育成を図ることとする。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位置	規 模	対図番号	
木材加工 生産施設	清 水	1箇所 2,208㎡					

貯木場	井 谷	1 箇所 3,000m ²	△ ₂				
磨き丸太 生産施設	井 谷	1 箇所 150m ²	△ ₃				
製材所	中 原	1 箇所 1,300m ²	△ ₄				
	川 口	1 箇所 2,300m ²	△ ₅				
	延 坂	1 箇所 2,500m ²	△ ₆				
	下津野	1 箇所 550m ²	△ ₇				
	天 満	1 箇所 1,500m ²	△ ₈				
	徳 田	1 箇所 2,000m ²	△ ₉				
林 産 物 加 工 等 販 売 施 設	清 水	1 箇所 1 棟 277m ²	△ ₁₀				
	三 田	1 箇所 1 棟 141m ²	△ ₁₁				
	宇井苔	2 箇所 2 棟 204m ²	△ ₁₂				
	修理川	1 箇所 1 棟 200m ²	△ ₁₃				

	金 屋	1 箇所 1 棟 364m ²					
	徳 田	1 箇所 2 棟 810m ²					

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進する旨を定めるものとする。この際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する旨を定めることとする。

対象鳥獣	鳥獣害防止の方法	備考
ニホンジカ	次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独、又は組み合わせて推進する。	特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める旨を定めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認について、地元猟友会等と協力し、適切に取り組むものとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等については、県の試験研究機関、林業普及指導員等と連携し、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

防除の方法については、薬剤散布や伐倒駆除等、被害状況及び被害地域の周辺状況等を勘案し、適切なものとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等の早期発見、早期駆除のため、町と県、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策を被害監視から防除実行までの地域の体制づくりを行う。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、区域内と同等の対策を講じることとし、人工林の間伐による下層植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりなど、様々な野生鳥獣が生息できる環境を整え、人間と野生鳥獣の棲み分けを図る。

3 林野火災の予防の方法

森林火災等の被害を未然に防止するため、森林巡視等を適宜実施するものとする。

また、防火体制の整備の観点から、防火水槽の整備を検討する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法第21条及び有田川町火入れに関する条例を遵守し、火入れ地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼しないように留意するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
	該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

特になし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について十分留意のうえ、適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
田殿区域 (吉備)	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	580.04

御霊区域（吉備）	8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20	432. 21
生石区域 （金屋）	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45	2496. 31
岩倉区域 （金屋）	46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80	2, 025. 40
修理川・宇井苔区 域（金屋）	81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127	3, 652. 80
楠本区域 （清水）	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24	1, 905. 85
宮川区域 （清水）	25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 41, 42, 43, 127	1, 682. 69
板尾区域 （清水）	40, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63	1, 441. 91
久野原・上湯川区 域（清水）	64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 91, 92, 93, 94, 95, 105, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216	3, 460. 60
清水区域 （清水）	87, 88, 89, 90, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118	2, 236. 02

下湯川・川合区域 (清水)	106, 107, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 200, 201, 202, 203, 204	3, 098. 74
境川・栗生区域 (清水)	125, 126, 128, 129, 130, 131, 132, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199	3, 367. 61

2 生活環境の整備に関する事項

林業従事者等が山村で定住を図ることが林業の振興、地域の発展に不可欠の要因であり、そのため立ち後れている山村の生活環境の改善を積極的に推進する。

生活環境の整備計画

施設の種類の	位置	規模	対図番号	備考
林業研修 宿泊施設	清水	木造2階建(6戸) 床面積313㎡	1	
農林業就業者 定住住宅	清水・板尾	木造2階建(2戸) 床面積129㎡ 2棟	2	
緑の雇用 担い手住宅	境川	木造平屋 床面積57㎡ 2棟	3	

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

大学の研究林等を利用して、森林機能の学習の機会を提供し、森林施業への理解と施業の実施を推進する。また、地域材の積極的な活用を目指し「地材地消」の取り組みを推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

二川ダム・生石山・千葉山周辺の森林については、すぐれた景観、立地を生かし保健休養機能の高い森林又は地域文化を活かした森林の整備を進めることとする。

施設の種類の	現状(参考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
環境防災林	栗生地区	自然林3.73ha 遊歩道525.4m	宇井苔地区	遊歩道 1,500m	1
水源の森	清水地区	人工林2.79ha	修理川	ハンガロー・ロ ツジ	2

千葉の森 生活環境林	大賀畑 田角地区	18ha	—	—	▽ 3
〃	〃	風力発電 10基	—	—	▽ 3

※図面には現状を図示する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林所有者だけでなく、地域住民全員が森林の持つ公益的価値を理解し、また、木造住宅等木製品の良さを認識し、都市住民にPRしていく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

有田川は本町をはじめ下流の有田市の水源として重要な役割を果たしている。下流の住民団体と協力して水源の森林造成に取り組んでいくよう努めるものとする。

(3) その他

県緑化推進会等からの苗木提供を受け、ボランティアによる森林整備を進めるとともに、水源の森基金を活用した森林景観保全の向上を図るほか、県が推進している企業の森事業についても積極的な協力を行うものとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

意向調査を計画的に実施し、森林所有者から経営管理権を取得した森林については、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図る為の森林施業を推進すべき森林の施業方法を考慮して、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画で設定した経営管理の内容を着実に実施するものとする。

7 その他必要な事項

(1) 町有林等の整備

本町には現在人工林を中心に約500haの財産区有林等がある。人工林については森林組合等に保育、間伐等を委託し、実施することとする。

(2) 森林施業の技術及び知識の普及・指導

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合等との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(3) 施業の制限を受けている森林の整備

保安林、その他法令により、施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

(4) 盛土等に伴う災害の防止

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、指定された規制区域の森林の土地におい

ては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守することとする。

【別表 1】 公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧金屋町 (75, 83, 85, 86, 90, 93, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 124 林班) 旧清水町 (36, 39, 73, 78, 82, 83, 107, 125, 126, 128, 131, 148, 178, 196, 198, 199, 201, 202, 204~210, 212, 213 林班)	3747.88
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧吉備町(15口11~14、11ホ、11へ、11ト、11チ、14イ5-1~10・19-1・20-1) 旧金屋町(70, 76, 89, 94 林班)	285.19
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧吉備町(2イ2・3、2ニ1-1・2・15、2ト1、18ニ、7へ2-1・3) 旧金屋町(37イ36~39・43・44、42ロ2・2-1・3) 旧清水町(11ロ3・4)	54.82
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙1のとおり	14170.18
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別紙1】 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

旧金屋町

13	35	50	91	105	109	113
14	43	57	102	106	110	114
33	46	87	103	107	111	117
34	47	88	104	108	112	

85イ1	85ハ5-1~3	85ハ10-3	95イ4	95ニ5	95ニ11	95ロ7-1
85イ1-1~5	85ハ6	92ヘ1	95イ4-1	95ニ6	95ニ11-1	95ロ8
85イ2	85ハ7	92ヘ1~4	95イ5	95ニ7	95ハ1	95ロ9
85イ2-1~3	85ハ7-1~2	93ロ5	95ニ1	95ニ8	95ハ1-1	95ロ10
85イ3	85ハ8	93ロ5-1~2	95ニ2	95ニ9	95ハ2	
85イ3-1	85ハ9	93ロ6	95ニ3	95ニ10	95ロ6	
85ハ5	85ハ9-1	93ロ7	95ニ4	95ニ10-1~4	95ロ7	

旧清水町

1	35	63	99	134	163	190
2	37	64	101	135	164	191
4	38	65	102	136	166	192
6	40	67	103	137	167	193
7	41	68	105	138	168	194
8	42	69	108	139	169	195
12	43	70	109	140	170	197
13	44	71	110	141	171	200
14	45	72	111	142	172	203
17	46	74	112	143	173	211
18	47	75	113	144	174	214
19	48	76	114	145	175	215
20	49	77	115	147	176	
22	50	79	116	149	177	
24	52	80	117	150	179	
25	53	84	118	151	180	
26	54	90	120	154	181	
27	55	91	122	155	182	
28	56	92	123	156	183	
29	57	93	127	157	184	
30	58	95	129	158	186	
31	59	96	130	159	187	
32	61	97	132	160	188	
33	62	98	133	161	189	

39イ2	39ロ6	196イ3	196イ7	196ハ4	196ハ8
39イ6	39ロ7	196イ4	196ロ2	196ハ5	196ハ9
39イ7	196イ2	196イ5	196ロ2-1~7	196ハ6	196イ7-1~3
39ロ4	196イ2-1	196イ6	196ロ3	196ハ7	196ハ5-1

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		旧金屋町 (75, 83, 85, 86, 90, 93, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 124 林班) 旧清水町 (36, 39, 73, 78, 82, 83, 107, 125, 126, 128, 131, 148, 178, 196, 198, 199, 201, 202, 204~210, 212, 213 林班)	3747.88
長伐期施業を推進すべき森林		別紙 2 のとおり (木材生産のみ)	238.13
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	旧吉備町 (15口 11~14, 11ホ、11へ、11ト、11チ、14イ 5-1~10・19-1・20-1, 2イ 2・3, 2ニ 1-1・2・15, 2ト 1, 18ニ、7へ 2-1・3) 旧金屋町 (70, 76, 89, 94 林班、37イ 36~39・43・44, 42口 2・2-1・3) 旧清水町 (11口 3・4)	340.01
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

【別紙2】 長伐期施業を推進すべき森林

旧金屋町

85イ1	95口6
85イ1-1~5	95口7
85イ2	95口7-1
85イ2-1~3	95口8
85イ3	95口9
85イ3-1	95口10
85ハ5	107ハ1
85ハ5-1~3	107ハ2
85ハ6	107ハ3
85ハ7	107ハ3-1
85ハ7-1~2	107ハ4
85ハ8	107ハ5
85ハ9	107ハ6
85ハ9-1	107ハ7
85ハ10-3	107ハ8
92ヘ1	107口2
92ヘ1-1~4	
93口5	
93口5-1~2	
93口6	
93口7	
95イ4	
95イ4-1	
95イ5	
95ニ1	
95ニ2	
95ニ3	
95ニ4	
95ニ5	
95ニ6	
95ニ7	
95ニ8	
95ニ9	
95ニ10	
95ニ10-1~4	
95ニ11	
95ニ11-1	
95ハ1	
95ハ1-1	
95ハ2	

旧清水町

39イ2
39イ6
39イ7
39口4
39口6
39口7
196イ2
196イ2-1
196イ3
196イ4
196イ5
196イ6
196イ7
196口2
196口2-1~7
196口3
196ハ4
196ハ5
196ハ6
196ハ7
196ハ8
196ハ9
196イ7-1~3
196ハ5-1

【別紙3】 鳥獣害防止森林区域

地区	対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）					
旧吉備町	ニホンジカ	11	12	15	16	18	
旧金屋町	ニホンジカ	6	10	11	12	13	14
		15	16	24	25	26	27
		41	42	43	44	45	46
		47	48	54	55	56	57
		58	59	90	91	92	93
		124					
旧清水町	ニホンジカ	1	2	3	4	5	6
		7	8	9	10	11	12
		13	14	15	16	17	19
		20	21	25	26	27	36
		37	39	40	41	42	43
		44	45	46	47	48	49
		50	51	52	53	54	55
		56	57	58	59	60	61
		62	63	64	65	66	67
		68	69	70	71	83	84
		85	90	91	95	102	103
		104	105	106	107	108	109
		110	117	118	119	120	121
		122	127	128	129	130	131
		137	149	150	151	152	153
		154	155	156	157	158	159
		160	161	163	171	172	173
		174	175	176	178	179	184
		185	186	187	188	189	190
		191	192	193	194	195	196
	197	205					
面積 (ha)		11760.98					

- 付 属 参 考 資 料 -

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	平成17年	28,640 (100)	13,561	15,079	4,149	2,118	2,031	3,875	1,943	1,932
	平成22年	28,284 (98.7)	13,422	14,862	3,832	1,962	1,870	4,222	2,118	2,104
	平成27年	26,361 (92.0)	12,379	13,982	3,387	1,718	1,669	3,227	1,579	1,648
構成費(%)	平成17年	100.0	47.3	52.7	14.5	7.4	7.1	13.5	6.8	6.7
	平成22年	100.0	47.5	52.5	13.5	6.9	6.6	14.9	7.5	7.4
	平成27年	100.0	47.0	53.0	12.8	6.5	6.3	12.2	6.0	6.3

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	平成17年	4,828	2,330	2,498	7,523	3,675	3,848	8,265	3,495	4,770
	平成22年	4,633	2,286	2,347	7,374	3,646	3,728	8,223	3,410	4,813
	平成27年	4,418	2,184	2,234	6,901	3,334	3,567	8,370	3,526	4,844
構成費(%)	平成17年	16.9	8.1	8.7	26.3	12.8	13.4	28.9	12.2	16.7
	平成22年	16.4	8.1	8.3	26.1	12.9	13.2	29.1	12.1	17.0
	平成27年	16.8	8.3	8.5	26.2	12.6	13.5	31.8	13.4	18.4

(平成27年国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数(人)	平成17年	14,571	4,587	50	7	4,644	2,900	—	6,975
	平成22年	13,671	3,983	74	2	4,059	2,636	—	6,817
	平成27年	13,860	3,637	56	8	3,701	2,751	—	7,182
構成費(%)	平成17年	100.0	31.5	0.3	0.0	31.9	19.9	—	47.9
	平成22年	100.0	29.1	0.5	0.0	29.7	19.3	—	49.9
	平成27年	100.0	26.2	0.4	0.1	26.7	19.8	—	51.8

※総数には分類不能を含む

(平成27年国勢調査・工業統計)

2 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積						
			計	田	畑	樹園地			
						果樹園	茶園	桑園	
実数(ha)	平成17年	35,177	2,414	211	66	2,140	-	-	-
	平成22年	35,177	2,313	196	125	1,992	-	-	-
	平成27年	35,184	2,123	141	52	1,930			
構成比(%)		100.0	6.0	0.4	0.1	5.5			

	年次	草地面積	林野面積			その他面積
			計	森林	原野	
実数(ha)	平成17年	-	26,821	26,820	1	5,942
	平成22年	-	26,918	26,917	1	5,946
	平成27年	-	26,921	26,920	1	6,140
構成比(%)		-	76.5	76.5	0.0	17.5

(平成27年世界農林業センサス)

3 森林転用別面積

年次	総数	工事・事業用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
平成22年	-	-	-	-	-	-	-
平成27年	0	-	-	-	-	-	-
令和2年	40	38.901	-	-	0.03	1.1213	-

(地域森林計画資料)

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積

保有形態		総面積	立木地			人工林率(B/A)	
		面積(A)	比率	計	人工林(B)		天然林
総数		27,037	100	26,685	19,878	6,807	74
国有林		696	3	640	581	59	83
民有林(公+私)		26,342	97	26,045	19,297	6,748	73
公有林	計	595	2	588	421	170	71
	都道府県有林	57	0	57	40	17	71
	市町村有林	27	0	21	8	13	29
	財産区有林	511	2	510	370	139	72
私有林		25,747	95	25,457	18,876	6,578	73

(地域森林計画資料)

(2) 不在(市町村)者等の森林所有面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者所有面積	不在(市町村)者森林所有面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	昭和55年	24,301	21,405	2,916	2,535	381
	平成2年	23,411	15,775	7,636	5,832	1,804
	平成12年	23,455	15,172	8,323	5,544	2,779
構成比 (%)	昭和55年	100	88.1%	12.0%	10.4%	1.6%
	平成2年	100	67.4%	32.6%	24.9%	7.7%
	平成12年	100	64.7%	35.5%	23.6%	11.8%

(世界農林業センサス)

(3) 民有林の齢級別面積

(平成27年4月1日現在)

区分	齢級別 総数	年齢級別										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林計	25,814	3	16	23	28	21	47	267	1,047	2,548	3,392	18,421
人工林	19,048	3	16	14	11	5	43	235	936	2,186	2,549	13,051
天然林	6,766	1	0	9	18	16	4	31	111	363	843	5,370
(備考)												

(地域森林計画資料)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数
1 ~ 5 ha	737	20 ~ 30 ha	26
5 ~ 10 ha	148	30 ~ 50 ha	24
10 ~ 20 ha	97	50 ~ 100 ha	13
		100ha 以上	4
		総数	1,049

(平成27年世界農林業センサス)

(5) 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	35	140	
うち林業専用道	0	0	

((県)林道事業等実績調べ)

(イ) 細部路網の現況

区 分	路 線 数	延 長(km)	備 考
森林作業道	125	159	

((県)林道事業等実績調べ)

5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	森林の所在
スギ・ヒノキ	森林経営計画が作成されていない0.1ha以上の森林であって、20年生～標準伐期齢未満の森林にあつては過去5年以内、標準伐期齢以上の森林にあつては過去10年以内に間伐履歴が確認できない森林とする。

6 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別生産額(平成29年4月1日現在)単位:百万円

総生産額(A)		79,769
内	第1次産業	9,163
	うち林業(B)	169
訳	第2次産業	17,477
	うち木材・木製品製造業(C)	—
第3次産業		52,859
(B+C)/A		0.2%

(平成29年和歌山県市町村民経済計算)

(2) 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額 (平成30年12月31日現在)

	事業所数	従業員数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	36	1,458	589,226
うち木材・木製品製造業(B)	3	26	9,015
B/A	8%	2%	2%

(平成30年工業統計)

7 林業関係の就業状況

区 分	組合事業者数	就業者数		備 考
			うち作業員数	
森林組合 (R2.4.1現在)	2	14	7	金屋町森林組合 清水森林組合
生産森林組合	3			中井原生産森林組合 長谷川生産森林組合 神戸山生産森林組合
木 材 業	10	34	29	
製 材 業	8	20	16	
合 計	23	68	52	

(町業務資料)

8 林業機械等設置状況

区 分	総 数	公有林	森林組合	会 社	個 人	その他	備 考
集材機	22	0	1	13	8	0	
リモコンウインチ	1	0	0	0	1	0	
自走式搬器	0	0	0	0	0	0	
運材車	6	0	0	3	1	2	
ホイールタイプトラクタ	1	0	0	0	0	1	
クローラタイプトラクタ	0	0	0	0	0	0	
フォークリフト	14	0	1	3	8	2	
クレーン	9	0	0	1	8	0	
グラップル	9	0	0	3	4	2	
動力枝打機	2	0	0	0	2	0	
<高性能林業機械>							
ハーベスタ	4	0	2	2	0	0	
フォワーダ	2	0	2	0	0	0	
スイングヤーダ	3	0	2	0	1	0	
その他の高性能林業機械	2	0	0	1	1	0	
計	75		8	26	34	7	

(町業務資料)

9 林産物の生産概要

種類	素 材	木 炭	苗 木	しいたけ		山 椒	備 考
				生	乾		
生産量	9000m ³	1.2t	268千本	3,754kg	754kg	200t	
生産額(百万円)	90	0.36	26.8	13	0.7	480	

(町業務資料)

10 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在 (林班、準林班、小班)	現況 (面積、樹種、林齢)	主な経営 管理内容	経営管理実施 権設定の有無
集1	11-ハ-1-2 他	1.7738ha、ヒノキ、40	間伐	無
	11-ハ-1-2 他	1.0832ha、ヒノキ、40~80	間伐	無
集2	11-ハ-3 他	2.2730ha、ヒノキ・ザツ、30~40	間伐	無
集3	60-ハ-14 他	4.5837ha、スギ・ヒノキ・ザツ、54	間伐	無
	60-ハ-4 他	1.2145ha、スギ・ヒノキ・ザツ、54	間伐	無
	60-ニ-13 他	7.4546ha、スギ・ヒノキ、54	間伐	無
集4	64-ホ-4 他	3.6832ha、スギ・ヒノキ・ザツ、48	間伐	無
集5	64-ホ-10 他	1.9057ha、スギ、50	間伐	無
	64-ホ-11 他	0.6628ha、スギ・ヒノキ、50	間伐	無

(町業務資料)